

令和6年9月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 令和6年10月9日(水) 開会 午前10時
閉会 午後12時16分

場所 第3委員会室

出席委員 関根信明委員長
高橋稔裕副委員長
栄寛美委員、長峰秀和委員、美田宗亮委員、飯塚俊彦委員、新井一徳委員、
中屋敷慎一委員、町田皇介委員、萩原一寿委員、平松大佑委員、
城下のり子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]
三須康男総務部長、三橋亨人財政策局長、若松孝治税務局長、
高橋厚夫契約局長、高窪剛輔参事兼人事課長、瀧澤剛職員健康支援課長、
後藤安史文書課長、渡邊和貴学事課長、岩崎正史税務課長、
多胡一茂個人県民税対策課長、平岩亮司管財課長、福田和有統計課長、
関根健総務事務センター所長、中野純子行政監察幹、伊藤正経入札課長、
植竹眞生入札審査課長、笠原英之県営競技事務所長

鯨井素子秘書課長

榎本恒彦営繕課長

立川正純施設課長

中田晃史こども安全課副課長

唐橋竜一人事委員会事務局長、
西村憲一人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、瀧澤幸子任用審査課長

[県民生活部関係]
島田繁県民生活部長、大熊聡県民スポーツ文化局長、
檜山志のぶ県民共生局長、田辺勝広県民広聴課長、関根良和広報課長、
鈴木淳子共助社会づくり課長、今川知浩人権・男女共同参画課長、
鶴澤浩美人権・男女共同参画課共生推進幹、川崎賢一郎文化振興課長、
安部里佳国際課長、山口将毅青少年課長、高野正規スポーツ振興課長、
岸幹夫スポーツ推進課スポーツ施設整備推進幹、田中康博消費生活課長、
大久保忠弘防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第83号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）のうち 総務部関係	原案可決
第91号	工事請負契約の変更契約の締結について（23朝霞児 童相談所（仮称）新築工事）	原案可決
第92号	工事請負契約の締結について（（仮称）川口北警察署 庁舎新築工事）	原案可決
第93号	工事請負契約の締結について（（仮称）川口北警察署 庁舎新築電気設備工事）	原案可決
第94号	工事請負契約の締結について（（仮称）川口北警察署 庁舎新築空調設備工事）	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第3号	国に対し「パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦 と人道支援を求める意見書」の提出を求める請願	不採択

報告事項（県民生活部関係）

- 1 令和6年度における指定管理者の選定について
- 2 スポーツ科学拠点施設整備運営事業について

所管事務調査

- 1 複数年の業務委託契約における価格変動への対応について
- 2 セクシャル・ハラスメントの防止について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

栄委員

- 1 令和6年度埼玉県一般会計補正予算の彩の国ビジュアルプラザ電気設備改修工事について、この工事のもう少し具体的な工事内容についてお聞かせ願いたい。また、特殊な設備の改修という形になっており、調光設備の納期が延びてしまったことが原因だと伺ったが、工事が繰越しになることで施設の運営には影響はないのか。
- 2 朝霞児童相談所（仮称）新築工事に関して、履行期限変更の一つの理由として、住民要望への対応とあるが、これによって28日間延期という形になっているが、どのような要望があって、この対応を行ったのか。それによって、何故この延長という形に影響されたのか、もう少し詳しくお聞かせいただきたい。
- 3 第92号、第93号、第94号議案の（仮称）川口北警察署庁舎新築工事について、今回この工事を、本体工事、空調設備工事、電気設備工事と、3件の議案に分割してそれぞれ発注をしているということで、これについて分割して発注する理由について、明確にお伺いしたい。

管財課長

- 1 彩の国ビジュアルプラザのスタジオは、デジタルハイビジョンでの番組制作や、そういったところができるような場所になっているが、この施設はしゅん工後22年が経過して老朽化しているため、更新を考えている。あわせて、スタジオの照明設備に使用しているハロゲンランプは、現在、製造が中止となっているため、このタイミングでLED化の改修も併せて行いたいと考えている。また、今回の工事そのものについては、現在の照明設備が故障しているということではなく、我々の定めているいわゆる長期保全計画に基づく予防修繕といった形になっている。したがって、現状故障して使えない物が、故障期間が長引くといったことではない。ただし、ハロゲンランプが既に製造中止になっており、今後も計画的に使用していくことを考えると、早期に改修工事が必要であると考え、今回繰り越すものである。

営繕課長

- 2 要望については、地面を掘削する工事いわゆる根切り工事で、重機を稼働するに当たり、騒音や振動を低減してほしいと強い要望があったところである。対応として、重機の稼働台数を少なくすることや稼働時間の制限をするなどで対応した。近隣住民との工事協定の締結、こういったものによる遅れ、重機の使用制限や資材納期の遅れ等により、おおむね2か月程度遅れが生じているところであるが、総合的な作業の工程の見直しなども行い、工期の遅れを28日間まで縮めていこうというものである。

施設課長

- 3 埼玉県公共事業等執行方針等に基づき、県内企業にできることは全て県内の企業に発注することを基本に、入札における公平性、また競争性が確保される範囲内で発注規模を勘案し、可能な限り分離分割発注し、県内企業の受注機会の拡大を図るためである。

長峰委員

- 1 91号議案に関して、インフレスライドの適用の中で、資料では9,930万円程度増額となっている。この内訳は何か。
- 2 第92号、第93号、第94号議案に関して、工期が非常に長く金額も大きい工事である。これらに関して、今申し上げたインフレスライドの条項が適用される可能性があるのかどうかについてお聞かせいただきたい。

営繕課長

- 1 インフレスライドの直接工事費の増額が約8,300万円、それに対する経費の増額が約1,230万円。また、工期延長に伴う経費の増額が約400万円である。インフレスライドでは、価格高騰の影響が大きく、具体的には家具や可動間仕切りなどユニット工事などが増額となっている。

施設課長

- 2 (仮称)川口北警察署庁舎新築に係る三つの工事においては、契約締結後、埼玉県建設工事標準請負契約約款等の第26条の規定に基づき、業者から請求があれば適用となる。

長峰委員

26条のインフレスライドの対象になる場合の条件として、残工事の1%を超えた場合と、経費を超えた場合と聞いているが、例えば、工事請負金額の大きい工事が議案として上がっているが、1%超えなかった場合でも金額が大きいので、業者の負担が大きくなる可能性があると思うが、その場合の救済策みたいなものは何かあるのか。

入札課長

公共工事は長期にわたるため、通常、合理的な範囲内の価格の変動については、当初契約から予見可能なものとして変更しないということが基本的な考え方となっている。通常、合理的な範囲を超える場合については、契約の当事者一方のみで負担を負わせることが適当ではないということで、応分の負担として1%となっている。当初予見が可能な範囲という考え方であるので、1%未満の対応については、特段のルールはない。

萩原委員

- 1 彩の国ビジュアルプラザに関する答弁の中で、電気部品の納期がずれ込んでいるという話があったが、その部品の中身について具体的にお聞かせいただきたい。また、工期の変更というのは、実際にビジュアルプラザ利用している方にとっての影響をどのように考えているのか。
- 2 (仮称)川口北警察署庁舎については、地元でも大変期待されており、計画どおり進んでもらいたいという思いもあるが、92号議案の中で、この申請に係る建築一式工事は1者のみの入札である。その理由とこれまでの経緯はどうか。

管財課長

- 1 具体的には半導体である。利用者への影響については、現状まだスタジオの改修工事に伴う休館について、特に外部には出していないため、利用を止めているということもない。時期がずれても、実際に休館しなければいけない工事の期間は実際の工事期間3

か月に限られるため、時期はずれるが直接的な影響はないと考えている。季節が、夏から場合によって秋、今年度末から、夏場から秋口にかけてということで、ずれることはあるが、特に利用状況を見ても現状、偏ってどこかの期間に集中的に使われているということはないと聞いている。

施設課長

- 2 (仮称)川口北警察署庁舎新築工事の入札は、申込み、入札参加共に1者であった。入札の参加資格は、県内企業限定、資格者名簿の登載が本店又は主たる営業所の所在地が埼玉県内の業者で、単体企業又は特定建設工事共同企業体、JVとした。開札日については、7月22日、1者のみの応札で再入札3回目、トータル入札4回目で、予定価格の範囲内で落札となった。1回目については、予定価格5,800万円の超過であった。2回目は3,800万円の超過、3回目も1,800万円の超過であったが、4回目ようやく、予定価格の範囲内となったものである。なお、6月17日に入札公告をしたが、入札に関する注意事項として、一者入札であっても入札を執行する、また、再度入札は3回までと公告したものである。入札公告後、設計図書等の資料要求は、12者からあったが、応札は1者となった。入札参加可能な業者は、名簿上は、業者格付を踏まえると133者あり、競争性を確保した入札であったと考えている。応札のなかった業者や川口市内の施工業者にも確認をしたところ、「手持ち工事、民間の大型工事の受注があり、技術者や下請業者の確保ができない」、また、「最近は、公共工事への参加もない」などの意見があった。今後施工する工事については、公正な競争入札の執行はもとより、入札参加者の拡大にも努めていきたい。

萩原委員

この御時世、半導体の調達というのはやはり大変なものだと思っているが、これ以降の様々な工事に関して、しっかりこれは繰り越すことにならないような構えをしっかりするべきであると思うので、この半導体の部品の、少し細かい話になるが、量はどれぐらいを見込んでいるのか。

管財課長

ほかの工事は繰越しにならないよう、肝に銘じて進めていく。また、具体的な量であるが、調光設備、調光操作卓に多数使われていると聞いている。内容としては、電気の明るさや色彩をデジタル制御しており、そのデジタル部品の中に半導体が使われているとのことである。数としては、半導体そのものの量は不明であるが、関係する基盤が合計48枚ほどあるということで、48枚の基盤1枚ずつに多数の半導体が使用されている。

平松委員

- 1 第91号議案について、履行期限の変更理由として2点挙げられており、住民要望への対応に日数を要したとお聞きしている。ある意味では、住民要望に丁寧に対応してきたということだと思うので、その点については評価もしたいと思っている。今後であるが、資材の調達で不測の日数を要するということは考えにくいと思うが、住民要望への対応で日数を要したということもあったので、今後の工事の中で、遅れてしまうような、原因になりうるものはあるのか、ないのかという点についてお聞きしたい。
- 2 第92号議案について、入札4回目ようやく予定価格の範囲内になったとお聞きした。入札不調にならないように、先ほどの答弁の中でも、入札参加の拡大に努めてきた

というお話だった。そういった意味で今後は、総合評価の評価項目の変更や、あるいはほかの入札契約方法の検討なども考えられると思っているが、今後の検討についてどのようにお考えか。

営繕課長

- 1 工期は延長するが、開所に当たり大きな影響はないように、こども安全課と調整している。その中で、28日間遅れることで、施設側の備品購入と工事の検査期間が重複することが想定されている。そのため、施設のクリーニングが終了した部屋から順次、椅子や机などの什器を搬入するなど、調整しながら開所に遅れが生じないように進めていく。また、今後考えられることとして、著しい天候障害や近隣の方からの更なる強い要望が考えられるが、近隣調整会議を月1回開催して、コミュニケーションを取りながら工事の遅れを最小限にし、開所に遅れが生じないように進めていく。

施設課長

- 2 入札不調、不落については、円滑な工事の執行の妨げになる、また運用開始が遅れるなど、県民生活への影響も懸念される。総合評価方式の評価項目の変更については、埼玉県建設工事等総合評価方式執行要綱では、この評価項目の選定は、発注機関の長が入札の総合評価方式の選択、配点の設定を行うものと規定されているので、不調不落の発生状況等を注視して評価項目の設定見直しを図っていく。また、本件のように入札参加者が少ないことが予想される場合には、総合評価方式の適用に当たり、技術資料の作成に手間のかかる技術提案型ではなく、提案を求めない簡易型の適用を検討するなど、入札に参加しやすい環境づくりに努めていく。

城下委員

- 1 先ほど来、入札に関する部分で多くの委員から質疑があった。その中で県も大変苦勞していることが分かったが、まず、入札参加が少ないという背景には、技術者がいないという声が業者から上がってきているという点で、いろいろ入札方式、評価方式の見直しも検討するというような説明だったが、建設労働者を確保し支援していくという観点では、それ以外にこういったものを今回課題として受け止めているのか。
- 2 第94号議案について、株式会社サイエイヤマトが落札をしているが、落札率が89.79%という事で、この点は何か、過去の実績とかそういったものをこの入札については、評価項目として入っていたのかどうなのか、この点についてお聞きしたい。

入札課長

- 1 建設投資の増加ということで、建設業界全体の担い手が不足しているということが課題となっている。入札に参加したくても技術者等の配置が難しいのでできないということが考えられる。川口北警察署を整備する市内業者へのヒアリングにおいても、技術者が足りないということが意見として頂いている。この解決に向けて、一朝一夕で全てが解決することは難しいと思うが、現場代理人や技術者の常駐を緩和するなどして兼務を進める、また、現場の着手の時期を柔軟に、少し遅らせることができるルールがあるので、これらを積極的に活用することで、技術者の効率的な活用ができるように適用していくことが考えられる。

施設課長

2 空調設備工事については4者の応札があり、入札価格と技術評価点に基づいて算出した評価値が27.191であり、最も高かったサイエイヤマトが請負金額4億7,300万円、落札率89.79%で落札した。入札金額が最も安い茂田工業所と落札業者との価格差は110万円だった。総合評価により、入札価格の2番手のサイエイヤマトが落札者となったものである。評価値の1位と2位のポイント差については0.431であった。技術提案や企業の技術能力、インターンシップ等の受入実績などが、落札業者の方が優れていると評価したものである。また、サイエイヤマトについては、改築中である越谷警察署の空調設備工事の受注業者でもある。

城下委員

建設労働者の確保や育成が一朝一夕でいかないことは私も十分承知している。だからこそ、やはり県としてしっかり対応していかないと、先ほど、分割発注で県内事業者の参加を促進するというような説明もあったが、それと併せて、やはりこういった部分での下請建設労働者の実態などの把握も非常に大事だと思うが、この辺りについては、検討や課題の議論などはあったのか。

入札課長

県では、建設業が経営の安定化等を図るために、従来から環境づくりに努めている。施工時期が過度に偏ると技術者が足りなくなるので、年間を通した平準化に努めている。また、労働者が働きやすい環境づくりとして、建設業は土曜日が休みではなく、それが入職促進の一つの妨げになっているという課題があると言われているので、週休2日制を義務付けるような工事にも取り組んでいる。加えて、少人数でも施工ができるような環境づくりも必要だということで、昨今DXというようなことが言われているが、建設重機が半自動で施工するようなICT施工にも取り組んでいる。個別案件への対応については先ほど答弁したとおりであるが、総論として技術者の不足への対応については、県全体としてこのような取組をしている。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第3号）】

飯塚委員

議請第3号について、不採択とすべき立場から発言する。イスラエルとパレスチナ武装勢力との間で武力衝突が発生して以来、子どもや女性、高齢者を含む多くの民間人が死傷している。無関係の民間人が戦闘に巻き込まれることは断じて容認することはできず、イスラエルとパレスチナ武装勢力の双方をはじめとする全ての当事者において、一刻も早い事態の解決が望まれる。一方で、ガザ地区における速やかな停戦の実現と人道状況の改善など、国際紛争に関する外交政策についての判断は、正確な情報の基で、紛争の背景などを踏まえ、専門的な知見から国が主導すべきであると考え。国会においては、政府に対して、「ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議」を本年6月に衆議院及び参議院において可決し、現在は政府において、ガザ地区の人道状況の改善、事態の早期鎮静化に向けて、全力が尽くされている。このため、「国に対し『パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書』の提出」を求める本請願は、不

採択とすべきである。

平松委員

議請第3号について、採択を求める立場から発言する。昨今のガザ地区をめぐる情勢については、一昨日10月7日に外務大臣談話も出されているところである。イスラエルを含む全ての当事者に対して、人道法を含む国際法を遵守するよう引き続き求めるとともに停戦の実現に向けて着実に取組むよう改めて強く求める。また、日本は現下の状況を改善すべく、引き続き人道支援を実施していく。広く国際社会の協力を引き出すべく、外交努力を続けていく。更なるエスカレーションを回避するよう強く求めていくというような形で、先ほど飯塚委員からも話があったとおり既に取組はされているところであるが、事態はエスカレーションしていく一方であり、これからも日本が果たす役割というのは非常に大きい。このため、本請願は採択すべきである。

萩原委員

議請第3号について、不採択とすべき立場から発言する。イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突が発生して以降、長期にわたり戦闘状態と停戦とを繰り返し、余りにも多くの罪のない民間人の命が奪われている。さらに、人道支援を行う国連やNGOなどの職員までもが攻撃にさらされ死亡している。この惨状に終始を打つには、即時の停戦しかない。国際紛争の解決には、国際法に基づく法の支配を進めることが重要であり、ガザ地区における恒久的停戦と人道状況の改善に向けた様々な政策は、国が主導して行うべきである。本年6月14日、参議院本会議において、ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議が可決された。政府においては、停戦に向けた外交努力が今も行われている。また本請願では、イスラエルに向けた非難の論調が中心となっているが、パレスチナ武装勢力も当事者であり、双方に対して自制を求めるべきである。よって、本請願については不採択とすべきである。

城下委員

議請第3号について、日本共産党県議団の立場で、採択を求める立場で意見を申し上げる。イスラエルによるパレスチナガザ地区への侵攻開始から1年が既に経過している。請願理由でも述べられているように、ガザのパレスチナ人40,000人以上が犠牲となり、その多くが女性や子供である。人道支援が必要な人は230万人、支援が必要な子供は108万人、これは9月25日時点での数字である。イスラエルは国際世論に背を向けて、国際法にも違反する攻撃を継続しており、停戦どころか、北の隣国レバノンへの攻撃を強め、同国が第2のガザになるという危惧さえされている異常事態となっている。今こそ、イスラエルの攻撃を即時かつ恒久的停戦が不可欠であり、日本政府は人道的見地からも積極的に外交努力を通じてこの役割を果たすことが重要である。先ほど来、このような問題については、国あるいは政府が外交努力で取り組むべきだという話もあったが、現在、全国各地の議会の意思としても、こういった請願や意見に対して採択をし、国に意見を提出している自治体も数多くある。当県議会そして当委員会としても、同請願の趣旨を理解いただき、請願の紹介議員の1人として、採択に委員各位の賛同をお願いしたい。以上で採択を求める意見とする。

【所管事務に関する質問（複数年の業務委託契約における価格変動への対応について）】**美田委員**

県が委託業務を発注する際に労務単価の参考とするのは、国土交通省が通知する各労務単価であり、これらは毎年改定されているが、それだけ賃金動向に対して、国は柔軟に構えているとも言える。そのような中で、近年のような物価上昇や人件費が高騰する事態となった場合には、複数年契約の契約途中においても、急激な価格変化を踏まえた変更契約を行うべきと考えるが、本県での対応状況はどうか。

入札課長

業務委託における賃金や物価の変動への対応については、業務の適正な履行の確保の観点から重要と考えており、スライド制度などにより、契約後の価格変動への対応が必要と考えている。現在、他の都道府県の価格変動への対応事例を参考として、関係課と調整をしながら、制度導入について検討を進めている。

美田委員

今検討を進めているとのことだが、こうした契約事項というのはあらかじめ、その契約書で明らかにするべきで、そういったことをすれば業者が安心して資材発注や雇用契約を結べると思う。そこで、県が委託業務を発注する際の契約書において、本日審査した朝霞児童相談所の新築工事のように、価格変動を踏まえたインフレスライド条項を明示すべきと考えるが、どうか。

入札課長

御指摘のとおり建設工事においては、当初契約にスライド条項を規定している。業務委託においても、価格変動があった場合に変更契約するためには、当初契約書に明示しておく必要がある。現在、業務委託のスライド制度の導入について検討を進めているが、導入後は当初契約にしっかり明示することで、価格変動に対応していく。

【所管事務に関する質問（セクシャル・ハラスメントの防止について）】**城下委員**

- 1 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱についてお聞きしたい。社会的にもジェンダー平等、ジェンダーの視点が大変大きくなる中で、ハラスメント防止に様々な分野でも取り組んでいる。県庁の中でも知事を先頭にジェンダー主流化を掲げているが、まず、県庁で運用している、このセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱の中で、第2条の部分であるが、「他の者を不快にさせる」と書いてある。職員が他の職員を不快にさせることと書いてあるが、この部分については、要するに本人がそう思わなくても、受けた側がセクハラだと受け止める場合があるわけで、そういった部分について具体的な禁止事例などが盛り込まれていないと受け止めている。こういった部分については、しっかりと具体的な禁止事例を盛り込んでいくべきと考えるが、その点はどのように対応しているのか。
- 2 要綱第3条の所属長の責務の関係であるが、課内や出先機関も含めて、セクハラ等があった場合には、それぞれの所属長が責任を持って、関係改善や雇用環境の対応をしていると思うが、第3条の所属長の部分では、更にその所属長の上の部分の指導監督というのか、体系的にどのようになっているのか明確に読めなかったので、もう少し体系を

明確にするべきではないかと考えるが、この点については検討がされているのか。

- 3 要綱は令和2年6月に最終改定が行われたのみである。令和2年以降は様々な社会的認識が非常に深まっており、知事もジェンダー主流化を掲げているので、実態に合わせた要綱の見直しをするべきではないかと考えるが、どうか。

人事課長

- 1 要綱は、男女雇用機会均等法を踏まえて、セクハラの定義や職員の責務、苦情相談等への対応等について、基本的な事項を定めているもので、これは人事院が国家公務員に示しているものと同様のものとなっている。何がセクハラに当たるのか要綱で具体的に示した方がよいという提案であるが、セクハラになり得る性的な言動は様々であるため、要綱においては、他の者を不快させる性的な言動として、法律に準じて広く定義をしておく必要があると考えている。なお、どういった行動がセクハラに該当するおそれがあるのかという具体例については、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の運用通知や、職員が利用している職員ポータル上において、セクシュアル・ハラスメントとなりうる具体的な行為の例を示して、職員に周知をしている。
- 2 セクシュアル・ハラスメント防止要綱では、所属長に対してセクシュル・ハラスメントの防止に取り組むとともに、ハラスメントに関する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講ずるよう求めているが、同じく要綱の中で、所属長に限らず、全ての管理監督者に対して、同様にハラスメントの防止に取り組むこと、問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処することを求めているので、所属長自身がハラスメントの行為者となった場合には、あってはならないことであるが、これら監督者及び職場に2名ずつ配置されているセクハラ防止員が、一義的には協力をして、必要な措置を迅速かつ適切に講じていくことになる。また、その上司についても、この対応についてしっかりと一緒になって取り組んでいくことに規定上なっている。
- 3 要綱については、セクハラなどの定義などを規定しているものであり、直近では国の法改正に合わせて、相談者等への不利益取扱いの禁止を盛り込むなどの改正も行っている。今後も法改正に合わせて、要綱の改正など必要に応じて対応していく。

城下委員

- 1 具体的な事例については運用通知で示しているとのことだが、やはりこれはしっかりと徹底することが大事である。例えば、肩を叩く、手を合わせるなど、こういったことについても、当事者にとってはセクハラだと受け止めたりする場合もあるので、これについてしっかりと運用通知で周知徹底していくべきだと考えるが、認識を再度確認したい。
- 2 指導監督について、そうすると最終的監督者は知事となる。そこで、第三者的な部分での指導監督の所管というのも別にあるのか。最終監督者は知事なので、更にそこをしっかりと対応する部署というのがあるのかどうか、確認したい。

人事課長

- 1 セクハラに該当するような具体的な事例を職員に示して、被害を未然に防ぐことが重要であると考えているので、今後も研修の資料の充実を図るなどして、より多くの具体例を職員に示していく。
- 2 御質問の趣旨は、最終的に知事がセクシュアル・ハラスメントの行為者となったときの対応はどうかということか。法律又は運用通知の中で、雇用主又は従業員全てがセク

ハラ防止に努めることとなっており、その法律の適用という中では、知事も適用になる。ただし任命権者であるので、もしも、そのようなことになった場合には、事情をよく所管する総務部が中心になり調査を進め、適宜対応をとっていく形になるかと思うが、具体的に現在、そのようなことについて想定した規定はない。

委員長

城下委員に申し上げる。二つ目の質問について、趣旨を再度説明いただきたい。

城下委員

第三者的な所管する委員会など、そういった機構があるのか、その点を確認するために質問した。いずれにしても担当課も一生懸命取り組んでいることは分かったので、是非具体的な事例については、周知を更に進めていただきたい。以上で大丈夫である。